くじょうしょりてつづき ふんそうかいけつてつづきとう 苦情処理手続および紛争解決手続等の

じっし かん ぎょうむきてい 実施に関する業務規程

だい しょう そうそく **第1章 総則**

だい じょう もくてき 第1条(目的)

この規程は、全国銀行協会(以下「本 全ょうかい といか をはん 全国銀行協会(以下「本 は 会」という。)が銀行法または農林 ちゅうおうきんこほう いか ぎんこうほうとう 中央金庫法(以下「銀行法等」という。)

った。 の規定にもとづく指定紛争解決機関とし

るんそうかいけつとうぎょうむ おこな あ そうだん て紛争解決等業務を 行 うに当たり、相談

もう で かにゅうぎんこう ぎょうむ かん こきゃく の申し出、加入銀行の業務に関する顧客

からの苦情の申し出および紛争の解決の もうした 申立てについて、公正中立な立場から じんそく とうめいど たか たいおう おこな 迅速かつ透明度の高い対応を行うため てつづきとう さ だ ぎんこうぎょうむ の手続等を定め、もって、銀行業務また のうりんちゅうおうきんこぎょうむ いか ぎんこうぎょうむとう は農林中央金庫業務(以下「銀行業務等」 という。) に対する顧客の理解と信頼を深 ceゃく せいとう りぇき ほご しめ、顧客の正当な利益の保護に資するこ とを目的とする。

だい じょう ていぎ 第2条 (定義)

この規程において、次の各号に掲げる

用語の定義は当該各号に定めるとおりとし、特に定義のない用語で銀行法等において定められているものは、同法に定められた意義を有するものとする。

ぎんこうとう (1) 銀行等

ぎんこう のうりんちゅうおうきんこ 銀行または農林中央金庫をいう。

かにゅうぎんこう (2) 加入銀行

銀行法等の規定にもとづき、本協会と 動いだで第4条に定める手続実施基本 対いやく ていけつ まんこうとう 契約を締結した銀行等をいう。

くじょう (3) 苦情

かにゅうぎんこう いとな ぎんこうぎょうむとう かん 加入銀行が営む銀行業務等に関して、

加入銀行に対する不満足の表明である ものをいう。

ふんそう 紛争

ではからいる苦情のうち、加入銀行と
ではなくとの間では解決ができず、顧客ま
たは加入銀行から第11条第1項に定
めるあっせん委員会のあっせんにより
解決を図りたいとの申し出があるもの
をいう。

そうだん (5) 相談

かにゅうぎんこう いとな ぎんこうぎょうむとう 加入銀行が営む銀行業務等または

かにゅうぎんこういがい きんゆうきかん ぎょうむ かん 加入銀行以外の金融機関の業務に関して、本協会に照会・助言等を求めるものであって第3号に該当しないものをいう。

(6) 当事者

苦情処理手続においては、苦情の もうしでにん 申出人およびその相手方をいう。また、 ふんそうかいけつてつづき 紛争解決手続においては、あっせんの もうしたてにん 申立人およびその相手方をいう。

(7) 補佐人

あっせんの申立人またはその相手方

の主張を補佐する者をいう。

かんけいしゃ (8) 関係者

ふんそうかいけつてつづき けっか りがいかんけい ゆう 紛争解決手続の結果に利害関係を有す もの る者をいう。

さんこうにん 参考人

(10) あっせん委員

しょうひしゃもんだいせんもんか(11)消費者問題専門家

ぎんこうほうだい じょう だい こうだい ごう 銀行法第52条の 73第3項第3号の

まうけん み もの 要件を満たす者をいう。

(12) あっせん委員会事務局

あっせん委員会の運営を行う本

きょうかいない じむきょく 協会内の事務局をいう。

(13) あっせん案

ぎんこうほうだい じょう だい こうだい ごう 銀行法第52条の 67第2項第4号に

さだ
わかいあん
定める和解案をいう。

だい じょう くじょうしょりきかん ふんそうかいけつ 第3条(苦情処理機関および紛争解決

きかん せっち うんえいとう 機関の設置 • 運営等)

2. 全国銀行協会相談室が前項の業務を じっしまりは、銀行法に定める銀行の 実施する日時は、銀行法に定める銀行の 体日を除く月曜日から金曜日の午前9

- 3. 本協会は、紛争解決手続業務を行うため、あっせん委員会を設置する。
- 4. あっせん委員会が前項の業務を実施する日時は、銀行法に定める銀行の休日を除く月曜日から金曜日のうち、あっせん委員会が定める日時とする。

だい じょう てつづきじっしきほんけいやく 第4条(手続実施基本契約)

本協会が加入銀行との間で締結する 本協会が加入銀行との間で締結する でがはっしきほんけいやく ないよう べっしょうしき 手続実施基本契約の内容は、別紙様式のとおりとする。

2. 本協会は、銀行等から手続実施基本

契約の締結の申込みがあった場合には、 とうがいぎんこうとう てつづきじっしきほんけいやく かか 当該銀行等が手続実施基本契約に係る をいむ その他本協会が実施する紛争解決 とうぎょうむに関する義務を履行することが かくじつでないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならない。

だい じょう ふんそうかいけつとうぎょうむ かん けいひ第5条 (紛争解決等業務に関する経費 ぶんたんきん 分担金)

はんきょうかい してい ぶんそう かいけつ きかん 本協会が指定紛争解決機関として ぶんそうかいけつとうぎょうむ おこな あ かにゅう 紛争解決等業務を行うに当たり、加入

ではいる。また もと けいひぶんたんきん さんしゅつ 銀行に負担を求める経費分担金の算出 きじゅんとう ほんきょうかいりじかい べつ さだ 基準等は、本協会理事会が別に定める。

2. 経費分担金の算出基準は、加入銀行が はいりょうだんで 本協会の紛争解決等業務に係る便益を 等しく享受し得ることに加え、加入銀行で行間での応益負担の考え方にも配慮し

てこれを定める。

3. 加入銀行は、会計年度毎に経費分担金 を本協会が指定する銀行口座への振込 により支払わなければならない。なお、 派のこみですうりょう かにゅうぎんこう ふたん 振込手数料は加入銀行の負担とする。

だい じょう ほんきょうかい かにゅうぎんこう せきむ 第6条(本協会および加入銀行の責務)

本協会は、顧客から相談や苦情の申しで出があった場合には、これを誠実に受けるけ、公正、迅速かつ適切な対応を行うよう努めなければならない。

2. 本協会は、他の指定紛争解決機関や ぜんこくかくち ぎんこうきょうかい せっち うんえい 全国各地の銀行協会が設置・運営する が設置・運営する が設置とりひき相談所その他相談、苦情の 処理または紛争の解決を実施する外部 きかん とりで情報交換等の連携に努める。

- 4. 本協会および加入銀行は、全国銀行 はようかい そうだんしつ 協会 相談室 およびあっせん 委員会の 周知に努める。

だい じょう そうだん くじょう うけつけほうほうとう 第7条 (相談および苦情の受付方法等) ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ こきゃく 全国銀行協会相談室は、顧客からの そうだん 相談および苦情を電話、来訪、 対書、

ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ げんそく でんわ 全国銀行協会相談室は、原則として電話

または面談により、相談および苦情の もうしでにん たいおう おこな 申出人への対応を行う。

だい しょう くじょうしょりてつづき 第2章 苦情処理手続

だい じょう くじょう もうしでにん 第8条(苦情申出人およびあっせん もうしたてにん はんいとう 申立人の範囲等)

この規程において全国銀行協会

相談室が苦情の申し出を受け付ける
こきゃくの範囲は、とうがいくじょう かか とりひき
顧客の範囲は、当該苦情に係る取引の
めいきにんほんにん
名義人本人またはその代理人とする。た
だし、代理人については、原則として、
にんけんしゃ
そうぞくにん
まうてい こうけんにん
または
後見人 または

2. この規程においてあっせん委員会にあっせんの申立てをすることができることができる
こきゃくの類別は、とうがいふんそうにかからとりひき
顧客の範囲は、当該紛争に係る取引の
めいきにんほんにんとする。ただし、顧客が個人
の場合であって当該顧客と一定の親族

関係にある者等が代理人となってなされた申立ては、あっせん委員会が取引の めいぎにんほんにんいしまかくにん名義人本人の意思を確認のうえ、適当であると認めた場合に限り受け付ける。

ぜんこく ぎんこう きょうかい そうだんしつ くじょう 3. 全国 銀行 協会 相談室への苦情の もうしでにん 中出人、またはあっせん委員会へのあっ もうしでにん せんの申立人もしくはその代理人が、 べつ dだ はんしゃかいてきせいりょく 別に定める反社会的勢力であることが ばあい
 ばあい
 はい じょうだい
 明らかになった場合または第12条第1 こうだい ごう さだ こきゃく ばあい 項第7号に定める顧客である場合には、 くじょうしょりてつづき ふんそうかいけつてつづき おこな 苦情処理手続または紛争解決手続は 行 わない。

- 4. 全国銀行協会相談室への申し出に係る苦情の内容、またはあっせん委員会への申立てに係る紛争の内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、銀行等利用の健全性を確保するため、これを受け付けない。
 - (1) 苦情の申出人またはあっせんの もうしたてにん 申立人において法令に違反しまたは こうじょりょうぞく はん 公序良俗に反する行為に関連するも のである場合

- (2) 社会的な公正性を欠くものである

 ばぁぃ
 場合
- (3) 反社会的勢力であることを原因と して加入銀行との間の取引を拒絶ま たは解約された事案である場合

だい じょう くじょうかいけつ ぜんこくぎんこうきょうかい 第9条 (苦情解決のための全国銀行協会 そうだんしつ たいおう 相談室の対応)

せんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ 全国銀行協会相談室は、苦情の受付お よびその対応に当たっては、常に公正 ふへんな態度を保持するとともに、苦情を 申し出た顧客から事情を十分聴き取る とうにより、 こきゃくの世いとうな権利を損なうこ とのないよう注意しなければならない。

ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ うっつ 2. 全国銀行協会相談室は、受け付けた くじょう 苦情について顧客から解決を求められ ばあい た場合には、当該加入銀行に対して申し でくじょう じんそく かいけつ もと 出のあった苦情の迅速な解決を求める とともに、当事者間の自主的な解決を そくしん こきゃく かにゅうぎんこう あいた 促進するため、顧客と加入銀行との間 に入って当該苦情の解決のための仲介 を行うよう努める。

- 3. 全国銀行協会相談室は、苦情の受付およびその対応に当たり必要があると認めるときは、当該加入銀行に対して、その解決に向けた取組みについて書面、でかいてきまるく、いか「書面等」という。)または口頭による説明を求める。
- 4. 全国銀行協会相談室は、受け付けた 会国銀行協会相談室は、受け付けた 会によう 苦情および相談の内容ならびにそれら に対する対応の内容等を、都度、記録し 保存する。
- ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ うっつ う ち. 全国銀行協会相談室は、受け付けた

苦情への加入銀行の対応が適切ではないと判断した場合には、当該加入銀行に対して、苦情への対応の対応の是正を求める。

だい じょう くじょうかいけつ かにゅうぎんこう 第10条 (苦情解決のための加入銀行の たいおう 対応)

加入銀行は、前条第2項により、全国 がいけつ なもと かいけつ 協会 相談室から苦情の解決を求め られた場合には、迅速かつ誠実に対応する。

2. 加入銀行は、前条第3項により、全国 ざんこうきょうかいそうだんしつ せつめい もと 銀行協会相談室から説明を求められた 場合には、これに協力し、速やかに まうこく 報告しなければならない。

- 3. 加入銀行は、前条第5項により、全国 さんこうきょうかい そうだんしつ 銀行協会 相談室から苦情への対応の せせい を求められた場合には、真摯に対応 し、苦情への対応の是正に努めなければ ならない。
- 4. 加入銀行は、全国銀行協会相談室から解決を求められた苦情を真摯に受けため、同種の苦情の再発防止に努めなければならない。

だい じょう くじょうしょりてつづき ふんそうかいけつてつづき 第11条 (苦情処理手続から紛争解決手続 への移行)

ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ どうそうだんしつ 全国銀行協会相談室は、同相談室によ る苦情処理手続では納得が得られない こきゃく どうそうだんしつ かにゅうぎんこう 顧客、または同相談室もしくは加入銀行 への苦情の申し出から2か月以上にわた り解決が図られていないとする顧客から、 その旨の申し出を受けたときは、本協会 が設置するあっせん委員会のあっせんを う 受けることができる旨を説明し、利用 もうしこ かん こきゃく いし かくにん 申込みに関する顧客の意思を確認する。

2. 前項の手続を経て、顧客から当該苦情の手続を経て、顧客から当該苦情の解決希望がある場合には、全国銀行をようがいそうだんしつは、第3章に定めるあっせ協会相談室は第3章に定めるあっせん委員会の紛争解決手続に移行する旨を顧客に説明する。

だい じょう くじょうしょりてつづき しゅうりょう 第12条(苦情処理手続の終了)

せんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ くじょう しょり てつづき 全国銀行協会相談室の苦情処理手続は、次の各号のいずれかに該当することとなったときに終了する。

ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ こきゃく がいとう(1) 全国銀行協会相談室が顧客と当該

かにゅうぎんこう あいだ かいけつ かくにん 加入銀行との間の解決を確認したと

(2) 全国銀行協会相談室が顧客に前条 だい こう さだ せつめい こきゃく ふんそう 第1項に定める説明をし、顧客の紛争 かいけつてつづき いこうきぼう かくにん 解決手続への移行希望を確認したとき

(3) 他の指定紛争解決機関への取次ぎの だんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ だい じょう ため、全国銀行協会相談室が第43条 だい こう さだ るりつぎいらいしょ とうがいとりつぎ 第2項に定める取次依頼書(当該取次 依頼書に記載すべき事項を記録した でんじてききろく ふく いかおな こうにてききろく ふく 以下同じ。)を作成

とうがいきかん し当該機関に送付したとき

- (4) 全国銀行協会相談室または当該 かにゅうぎんこう こきゃく あいだ げんそく 加入銀行が、顧客との間で原則として
 - 1か月以上連絡がとれなくなったとき
- (5) 全国銀行協会相談室または当該 全国銀行協会相談室または当該 かにゅうぎんこう さいしゅうてき くじょう への対応加入銀行が、最終的な苦情への対応 結果を顧客に伝達してから相当期間が経過し、かつ顧客から更なる苦情の申し出がないと判断したとき
- (6) 全国銀行協会相談室または当該 かにゅうぎんこう さいしゅうてき くじょう たいおう 加入銀行が、最終的な苦情への対応 はままするでんたつ はっか こきゃく でんたつ はままます に伝達したのちも、当該

配客が新たな事実関係の提示なく当該 くじょうとういった。 さういった。 さうじょうとういった。 さうじょうとういった。 さうじょうとういった。 さうじょうとういった。 さうとういった。 さらいぞく 古情と同一の申し出を継続していると き

- (7) 全国銀行協会相談室において苦情の受付および対応を担当する者(以下の受付および対応を担当する者(以下「相談員」という。) に対し、顧客から情喝、脅迫または誹謗中傷する言動があったとき
- (8) 訴訟が終了または民事調停が終了したものであるとき
- 2. 当該加入銀行は、苦情処理手続が とうがいかにゅう ぎんこう という しょり てつづき 苦情処理手続が というりょう 終了したときには、その旨を全国銀行

たられ談室が指定する期日までに書面 とうにより報告する。ただし、全国銀行 きょうかいそうだんしつ しょめんとう による報告の必要 協会相談室が書面等による報告の必要 はないと判断する場合には、当該加入 ぎんこうは、口頭により報告することができ る。

だい しょう ふんそうかいけつてつづき 第3章 紛争解決手続

だい じょう いいんかい せきむ 第13条 (あっせん委員会の責務)

あっせん委員会は、法令およびこの きていしたがい、どくりつして、公正かつ迅速に

ふんそうかいけつてつづき じっし 紛争解決手続を実施しなければならない。

だい じょう いいんかい こうせい 第14条 (あっせん委員会の構成)

あっせん委員会は次の各号に掲げる
いいんかい
委員会により構成し、紛争解決手続を
実施する。

- (1) 第20条で規定する小委員会
- (2) 第21 条 で規定する拡大小委員会

だい じょう いいん せんにん 第15条 (あっせん委員の選任)

がいん べんごし がくしきけいけんしゃ あっせん委員は弁護士、学識経験者、

しょうひしゃもんだいせんもんかとうべつ さだ しかくようけん 消費者問題専門家等別に定める資格要件

を満たした者の中から、本協会理事会の

けっぎ ほんきょうかいかいちょう いしょく 決議によって本協会会長が委嘱する。

- 2. あっせん委員の任期は、2年とする。 ただし、再任することができる。
- 3. あっせん委員に欠員が生じた場合には、補充選任を行う。この場合、補充のにかる場合であっせん委員の任期は、だめ委嘱されたあっせん委員の任期は、
- 4. あっせん委員の任期が満了したとき

は、当該委員は後任者が選任されるまで その職務を行う。

だい じょう いいん じにん 第16条 (あっせん委員の辞任)

あっせん委員は、任期の途中で辞任することができる。

だい じょう いいん かいにん 第17条 (あっせん委員の解任)

本協会は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、あっせん委員を任期中に 解任することはできない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められる場合
- (2) 職務の懈怠その他あっせん委員たるにふさわしくない行為があると認められる場合
- (3) あっせん委員になることができない きの さだ めっかく じゅう がいとう 者として別に定める欠格事由に該当す

ることとなった場合

2. 前項の規定によるあっせん委員の解任 は、本協会理事会の決議によって本 は、本協会理事会の決議によって本

だい じょう いいんちょう せんにん 第18条 (委員長の選任)

あっせん委員会の委員長(以下「あっせん委員長」という。)は、あっせん委員 の互選により選任する。

だい じょう いいんちょう けんげん にんき 第19条 (あっせん委員長の権限と任期)

あっせん委員長はあっせん委員会の

運営を統括し、かつ次の各号について

世んけつ けんげん ゆう
専決する権限を有する。

- (1) 拡大小委員会の招集および議長と
- (2) 小委員会および拡大小委員会の委員 の指名
- (3) 拡大 小委員会 に おける 審議 事項 の けってい 決定

だいたい ふくいいんちょう しめい 代替する副委員長の指名

- いいん りがいかんけいとう う む はんだん (5) 委員の利害関係等の有無の判断
- 2. あっせん委員長が事故や拡大小委員会

への出席が困難となった場合などには、

予めあっせん委員長が指名した ふくいいんちょう 副委員長がこれに代わる。

3. あっせん委員長の任期は2年とする。

ただし、再任することができる。

だい じょう しょういいんかい 第20条 (小委員会)

しょういいんかい すく べんごし 小委員会は、少なくとも弁護士であるあ

- っせん委員1名を含む3名の委員で構成する。
- 2. 小委員会の委員は、あっせん委員長が指名し、指名されたあっせん委員は1
- 3. 小委員会の数は、別に定める。
- 4. 小委員会の委員長(以下「小委員長」 という。)は、弁護士である委員が行う。
- 5. 小委員長は小委員会を招集し、その議長となる。
- 6. 小委員会は、申立事案の有無を考慮し、

がんそく 原則として毎月1回開催する。

7. 小委員会では、紛争事案の適格性の しんさ じじょうちょうしゅ あん とくべつ 審査、事情 聴 取、あっせん案および特別 ちょうてい あん さくせい わかい けいやくしょ 調停案の作成ならびに和解契約書 とうがいわかいけいやくしょ きさい じこう (当該和解契約書に記載すべき事項を きるく でんじてききるく ふく いかおな 記録した電磁的記録を含む。以下同じ。) っさくせい おこな しょういいんかい しんぎ の作成を行う。小委員会の審議におい っただいしょういいんかい しんぎ ひつよう て、拡大小委員会の審議が必要であると はんだん ばあいとう べつ さだ じゆう しょう 判断した場合等、別に定める事由が生 かくだいしょういいんかい しもん じた場合には、拡大小委員会に諮問する ことができる。

- 8. 小委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。ただし、1名以上の がんごしてある委員の出席を要する。
- 9. 議決は、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合には、議長が決する。
- 11. 小委員長は、小委員会の招集を行 かず、委員の意見を書面等で求めること

により、小委員会の議決に代えることができる。

だい じょう かくだいしょういいんかい 第21条 (拡大小委員会)

拡大小委員会は、別に定めるあっせん
いいん
委員をもって構成し、前条第7項により
いいん
の 諮問をした小委員会の委員は拡大
小委員会の委員となる。

 できないときは、予めあっせん委員長が指名した副委員長またはその他の

いいんないいんちょう
を指名した副委員長またはその他の

ないいん
委員がこれに代わる。

- 3. 拡大 小委員長 は 拡大 小委員会を 招 集 し、その議長となる。 拡大 小委員長に事故があった場合には、 かくだいしょういいんちょう しめい 予 め拡大小委員長が指名した委員が これに代わる。
- 4. 拡大小委員会を招集する場合には、 かくだいしょういいんちょう かいさいにちじ ばしょ 拡大小委員長は、開催日時、場所および目的である事項を記載した書面等を

原則として開催日の1週間前までに送 がいさい び 原則として開催日の1週間前までに送

- 5. 拡大小委員会では、次の各号の事項に ついて審議を行う。
 - (1) 小委員会から諮問を受けた事案についての審議
 - (2) 拡大小委員長が、拡大小委員会に おいて紛争解決手続を行うべきと はんだん りた事案に係る適格性の審査、 事情聴取、あっせん案および特別

ちょうていあん さくせい わかいけいやくしょ 調停案の作成および和解契約書の

さくせい 作成

- (3) その他拡大小委員会で審議するものとしてあっせん委員長が判断した事項等
- 7. 拡大小委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって行い、可否同数の場合には、拡大小委員長が決する。

だい じょう いいん かいひ き ひ 第22条 (あっせん委員の回避・忌避)

あっせん委員は、あっせんの当事者との間で、別に定める特別の利害関係にある場合その他紛争解決手続に当たっています。 じっし きまた びこうせい なまか げるおそれがある場合は、当該申立事案に係る紛争解決手続に

2. あっせんの当事者は、あっせん委員が もうしたてじあんで対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対した。 申立事案に関して対して対したがある特別の りがいかんけい 利害関係にある場合、その他紛争解決 それがある事由がある場合は、その旨と りゆう きさい しょめんとう ようしきにんい 理由を記載した書面等(様式任意)をあ っせん委員会に提出することにより とうがいいん。 きな もうで もうで もうで 当該委員を忌避する申し出をすること ができる。この場合、あっせん委員会 ^{じむきょく} みと 事務局が認めたときは、あっせんの とうじしゃ とうがいしょめんとう でんじてきほうほう 当事者は当該書面等を電磁的方法によ り提出することができる。

3. あっせん委員会事務局は、あっせんいいん を員会事務局は、あっせん 要員からの申告または前項の申し出に もとづき、当該委員が申立事案に関し

て別に定める特別の利害関係にあるか ためんそうかいけってつづき
るか、その他紛争解決手続に当たって こうせい じっし 公正な実施を妨げるおそれがある事由 (以下「特別の利害関係等」という。) の有無を調査し、その結果についてあっ せん委員長(あっせん委員長が利害関係 っすとう かん しんこく もう で の有無等に関して申告または申し出の たいしょうしゃ いか たいしょうしゃ 対象者(以下「対象者」という。)と なっている場合には、副委員長)に報告 する。

4. あっせん委員長(あっせん委員長が

対象者の場合には、副委員長)は、前項の報告を受け、特別の利害関係等があると判断した場合の対応は、次の各号に定めるところによる。

(1) 小委員会において紛争解決手続を じっし 実施している場合

た しょういいんかい とうがいもうしたてじあん ふんそう 他の小委員会で当該 申 立 事案の紛争 かいけつてつづき おこな 解決手続を 行 う。

(2) 拡大小委員会において紛争解決手続

を実施している場合

とうがいいいん ふんそうかいけつてつづき ふさんか 当該委員の紛争解決手続への不参加

を決定する。

だい じょう ほんきょうかい じっしつてきしはいしゃとう 第23条 (本協会の実質的支配者等また

こがいしゃとう とうじしゃ ふんそう かいけつ は子会社等を当事者とする紛争の解決)

あっせん委員会は、本協会の実質的

しはいしゃとう 支配者等または子会社等(銀行法等に

とうじしゃ 当事者とする紛争の解決の申立てを受

ばあいとうがいじっしつてきしはいしゃとうけた場合には、当該実質的支配者等、

こがいしゃ とう 子会社 等 ま た は 本 協 会 か ら 不当 な

えいきょう 影響を受けることなく、公正中立な たちば、ふんそうかいけつてつづき おこな 立場で紛争解決手続を行う。

2. あっせん委員会は、前項に掲げる場合において、当該実質的支配者等、子会社等または本協会から不当な影響を受けたと判断した場合には、あっせん委員長は、第49条第1項に定めるあっせん委員会運営懇談会にその内容を報告する。

だい じょう まうした 第24条 (あっせんの申立て)

あっせん委員会は、顧客または加入銀行

から申立てのあった紛争について、その がいけっ 解決のためのあっせんを行う。 かいけつ

ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ 2. 全国銀行協会相談室またはあっせん いいんかいじむきょく こきゃく かにゅうぎんこう 委員会事務局は、顧客または加入銀行の かにゅうぎんこう あっせんの申立てを受けるに当たり、 事前に紛争解決手続等の説明を行わな ふんそうかいけつてつづきとう

ければならない。

ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ 3. 全国銀行協会相談室またはあっせん いいんかい じむきょく こきゃく たい ぜんこう 委員会 事務局 が 顧客 に 対 して 前項 の せつめい おこな ばあい じあんてすうりょう かん 説明を行う場合には、事案手数料に関 する事項や紛争解決手続の開始から

終了に至るまでの標準的な進行に がかる事項等を記載した説明資料を交 が付する。

かにゅうぎんこう 4. 顧客または加入銀行は、あっせんの もうした 申立てをするときは、当該申立ての趣旨 および紛争の要点を明らかにしたあっ もうしたてしょ とうがいもうしたてしょ きさい せんの申立書(当該申立書に記載すべ き事項を記録した電磁的記録を含む。 いいんかいじむきょく いかがしいである。)を、あっせん委員会事務局に ていしゅつ 提出しなければならない。この場合、 あっせん委員会事務局が認めたときは、

あっせんの 当事者 は 当該 書面 等 を でんじてきほうほう ではんの 提出することができ る。

5. あっせんの申立てをする顧客の代理人 ぜんこう きてい もうしたてしょ こきゃくは、前項に規定する申立書のほか、顧客 から紛争解決手続に係る権限を委任さ れたことを示す委任状をあっせん いいんかいじむきょく ていしゅつ 委員会事務局に提出 しなければならな い。この場合、あっせん委員会事務局が みと 認めたときは、あっせんの当事者は当該 しょめんとう でんじてきほうほう ていしゅつ 書面等を電磁的方法により提出するこ とができる。

6. あっせんの申立てをする顧客が法人で ある場合には、第4項に規定する もうしたてしょ 申立書のほか、その代表者の資格を しょうめい しょめん とう いいんかい 証明する書面等をあっせん委員会 じむきょく ていしゅつ 事務局に提出しなければならない。こ が場合、あっせん委員会事務局が認めた ときは、あっせんの当事者は当該書面等 を電磁的方法により提出することがで きる。

7. 加入銀行があっせんの申立てをすると きは、第4項に規定する申立書ととも に当該紛争の相手方である顧客が当該 もうした 中立てについて同意したことを証する 書面等を提出しなければならない。

8. あっせん委員会事務局は、加入銀行からあっせんの申立てがあった場合には、当該紛争の相手方である顧客に対して意思確認を行う。この場合、顧客から同意の意思が確認できないときには、かにゅうぎんこうからのあっせん申立てはなかったものとして取り扱う。

9. あっせんの申立ての受付日は、あっせ

ん委員会事務局が申立書に受付印を おういん 押印した日または受領した旨をその他 の方法により記録した日とする。

だい じょう かにゅうぎんこう ふんそうかいけつてつづき 第25条 (加入銀行の紛争解決手続への さんか ぎ む 参加義務)

あっせん委員会事務局は、顧客から
ぜんじょうだい こう さだ がる 本が にならが 発第4項に定めるあっせんの申立て
を受け付けた場合には、相手方である
かにゅうぎんこう たい し、 速やかに申立書の写し
を送付してその旨を通知するとともに、

紛争解決手続に参加することを要請する。 ただし、あっせん委員会は、次条第1項 ただし書きの規定により紛争解決手続を ただし書きの規定により紛争解決手続を おこな 行わないこととした場合は、相手方である加入銀行に対して紛争解決手続に参加 することを要請しない。

- 2. 加入銀行は、あっせん委員会が相当の りゅう 理由があると認めた場合を除き、紛争 かいけつてつづき さんか 解決手続に参加しなければならない。
- 3. 当該紛争の相手方である加入銀行は、 だい こう さんかょうせい う ばあい 第1項の参加要請を受けた場合には、

とうべんしょ とうがいとうべんしょ きさい じこう 答弁書(当該答弁書に記載すべき事項を きるく でんじてききるく ふく いかおな 記録した電磁的記録を含む。以下同じ。) さくせい とうがいとうべん かん しりょう しょうこを作成し、当該答弁に関する資料・証拠 しょるいとう でんじてききろく ふく いかおな 書類等(電磁的記録を含む。以下同じ。) があるときはその原本、写しまたはこれ らに記載された情報の内容が記録され でんじてききっく
た電磁的記録とともに、原則として1か けついない いいんかいじむきょく ていしゅつ 月以内にあっせん委員会事務局に提出 しなければならない。

4. 加入銀行は、第2項に関わらず紛争 かいけってつづき 解決手続への参加要請を拒否しようと する場合には、その理由を書面等(様式にかい)によりあっせん委員会に説明しなければならない。

5. あっせん委員会は、前項による加入 ができるは、前項による加入 銀行の説明内容について審議し、これが せいとうな理由にもとづくとは認められな いと判断した場合には、加入銀行にその もな通知するとともに答弁書の提出を まさまする。

だい じょう てきかくせい しんさとう 第26条(適格性の審査等)

あっせん委員会事務局が、顧客からの

もうしたてしょ 申立書とそれに対する加入銀行からの とうべんしょ じゅりょう ばあい かにゅう 答弁書を受領した場合、または加入 ぎんこう もうしたてしょ たい こきゃく 銀行からの申立書とこれに対する顧客 の同意の意思を確認した場合には、あっ せん委員会は速やかに当該申立てに係 てきかくせい しんさ おこな る適格性の審査を行う。ただし、あっ せん委員会は、申立書の記載に照らし て次条第1項各号に該当すると判断す る場合には、加入銀行に対して前条に まてい さんか ようせい おこ 規定する参加の要請を行うことなく、ま たは顧客の同意の意思を確認すること

なく適格性の審査を行い、紛争解決

てつづき おこな チャップで おこな まこな まこな がい 、紛争解決

でうづき おこな することを決定することが
できる。

- 2. あっせん委員会事務局は、当事者から だいしゅつ うけた書面等および資料・証拠 提出を受けた書面等および資料・証拠 書類等にもとづいて当該あっせん事案 に関する争点の事前整理を行い、あっ せん委員会における適格性の審査の きんこう きょう 参考に供する。

- しつつ、本協会はうかいかんけいぶもんかにゅうぎんこう しつつ、本協会関係部門や加入銀行の かんけいぶもんとう いけん もと 関係部門等の意見を求めることができる。
- 4. 適格性の審査の結果、あっせん委員会があっせんの申立てを受理したときは、当事者双方に対してその旨を書面等により通知するとともに、前条第3項により加入銀行から提出を受けた答弁書の写しを顧客に対して送付する。
- 5. 前項の規定によりあっせん委員会から 受理の通知を受けた顧客および加入

またこう 銀行は、あっせん委員会からの求めに応 じ、申立ての趣旨に対する主張書面 とうがいしゅちょうしょめん きさい じこう (当該主張書面に記載すべき事項を きろく でんじてききろく ふく 記録した電磁的記録を含む。)および とうがいしゅちょう かん しりょう しょうこしょるいとう 当該主張に関する資料・証拠書類等が ある場合にはその原本、写しまたはこれ りに記載された情報の内容が記録され でんじてききろく ちたい ていしゅつ た電磁的記録を、遅滞なく提出しなけ ればならない。この場合、あっせん いいんかいじむきょく みと 委員会事務局が認めたときは、あっせん とうじしゃ とうがいしょめんとう でんじてきほうほう の当事者は当該書面等を電磁的方法に

より提出することができる。

- 6. 加入銀行は、前項の規定による資料・
 しょうこしょるいとう ていしゅつ もと 証拠書類等の提出を求められたときは、
 世いとう りゅう 正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 7. あっせん委員会は、第4項の申立てを じゅり 受理したときから原則として4か月 いない 以内にあっせん案の策定等を行う。

第27条 (紛争解決手続を行わない場合) あっせん委員会は、前条第1項の できかくせい しんさ 適格性の審査において、あっせんの申立

ての内容が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、以後、紛争解決である。 またな 手続を行わない。

- (1) 取引の名義が当該顧客本人でない ばあい そうぞくとうあき 場合 (ただし、相続等明らかに合理的 の理由がある場合を除く。)
- (2) 訴訟が終了または民事調停が とゅうりょう 終了したものである場合
- (3) 過去にあっせん委員会によるあっせんを受け、その手続が終了したものである場合

- (4) 他の指定紛争解決機関や紛争の解決を実施する外部機関によるあっせん、
 たいらないできかん
 を実施する外部機関によるあっせん、
 たいうさいとう てつづき しゅうりょう けん です 表等の手続が終了または手続中
 のものである場合
- (5) 当事者から提出された書面等、
 しのよう しょうこしょるいとう でじょうちょうしゅとう 資料・証拠書類等および事情聴取等によっては紛争の核心となる事実の確認 をすることが著しく困難である場合
- (6) 加入銀行の経営方針や融資態度、あるがは銀行員等個人に係わる事項等、ことがら、せいしつじょう、ふんそうかいけつてつづき、りょう事柄の性質上、紛争解決手続の利用が

でないと認められる場合

- (7) 経済的損失が認められない場合
- (8) 申立てが申立書の記載内容全体からして失当であることが明らかである
- (9) 不当な目的で、またはみだりにあっせんの申立てをしたと認められる場合
 2. あっせん委員会は、前項の規定により

ふんそうかいけつてつづき おこな おうした おうした 紛争解決手続を 行 わないとして申立て

を不受理にしたときは、当事者双方に対

してその理由を付して書面等により

通知する。申立てを不受理とした場合には、とうべんしょうつしは申立人に送付しない。

だい じょう ふんそうかいけつてつづき てすうりょう 第28条(紛争解決手続の手数料)

ふんそうかいけつてつづき てすうりょう こきゃく 紛争解決手続の手数料は、顧客につい

ては無料とする。加入銀行についてはあ

っせん委員会があっせんの申立てを じゅり 受理したときに限り、あっせん委員会 じむきょくの表との応じて別に定める事案

事が向りがのに心して可に足りる事:

Tgうりょう しはら 手数料を支払わなければならない。

カにゅうぎんこう しはら じあんてすうりょう 2. 加入銀行が支払う事案手数料は、あっ せん委員会が紛争解決手続を実施する に当たって必要となる諸経費を勘案してこれを定める。

- 3.加入銀行は、第1項の請求を受けた日から原則として2週間以内に事案ですうりょうを本協会が指定する銀行口座への振込により支払わなければならない。なお、振込手数料は加入銀行の負担とする。
- 4. 納付された事案手数料は、当該あっせんの申立てが取り下げられた場合であ

っても返還しない。

第29条 (当事者から提出を受けた書面 とう しりょう しょうこしょるいとう とりあつか 等、資料・証拠書類等の取扱い)

あっせん委員会は、当事者から提出 を受けた書面等および資料・証拠書類等 について特別な事情があると認めた 場合を除き、返還しない。

 〇号)を付し、通知に関する書面等やあっせん結果に関する書面等とともにもうしたてないようを端的に表す表題を付けた管理簿(電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)に保管のうえ、

3. 前項に定める管理簿の保管方法等は、あっせん委員会事務局が所定の方法により、

だい じょう じじょうちょうしゅ 第30条(事情聴取)

あっせん委員会は、必要に応じ、期日 を定めて、当事者、関係者または参考人の出席を求め、直接、事情聴取を行

- 2. 事情 聴 取は、原則として当事者別に まこな 行う。ただし、あっせん委員会の判断に より当事者を同席させて 行うことができる。
- 3. 第1項の規定により出席を求められ た当事者は、原則として自ら出席しな ければならない。ただし、当事者が 代理人を出席させ、または代理人もし

くは補佐人とともに出席することができるいかできせつから必要とする旨の申し出をした。 ばあいたがれて、あっせん委員会が相当であると認めた場合には、その代理人を出席させ、または代理人もしくはは、 はまた人とともに出席することができる。

- しょういいんちょう
 かくだいしょういいんちょう

 4. 小委員長または拡大小委員長は、
 - じじょうちょうしゅ しんぎとうぜんぱん しき事情聴取における審議等全般を指揮する。
- 5. 事情聴取に出席する当事者、代理人、 はままにん かんけいしゃ さんこうにん いか 補佐人、関係者および参考人 (以下

「当事者等」という。)は、小委員長またいっただいしょういいんちょうできる。 あっせん委員会は、 こことができる。 あっせん委員会は、 当事者等が、 暴言、 誹謗 中 傷 のほか、 ひべんこういとうにあたる不適切な行動等を した場合には、 当該当事者等を退席させることができる。

6. あっせん委員会事務局の担当者は、

じじょうちょうしゅ しゅっせき 事情聴 取に出席することができる。た

だし、あっせん委員の要請または許可を
えた場合を除き、発言することができない。

7. あっせん委員会事務局は、事情聴取において録音による記録を行うことができる。なお、当事者等の出席者は、事情

ちょうしゅ じょうきょう ろくおん 弱 または配信

してはならない。

だい じょう ふんそうかいけつてつづき ばしょ 第31条(紛争解決手続の場所)

あっせん委員会は、原則として本 きょうかい じむしょ 協会の事務所において開催する。

2. 前項に関わらず、あっせん委員会が ひつよう はんだん ばあい まんきょうかい 必要と判断した場合には、本協会の 事務所以外の場所において開催するこ とができる。

3. 前2項に関わらず、あっせん委員会がひつようとはんだんといる場合には、電話会議等の必要と判断した場合には、電話会議等の方法で紛争解決手続を行うことができる。

だい じょう もうした とりさ とう 第32条 (あっせんの申立ての取下げ等)

とうがい もうしたてとりさげしょ きさい (当該あっせん申立取下書に記載すべ

き事項を記録した電磁的記録を含む。)

またはあっせん申立同意撤回書(当該

あっせん申立同意撤回書に記載すべき

事項を記録した電磁的記録を含む。)をあっせん委員会に提出して、あっせんの申立てを取り下げまたは加入銀行のあっせんの申立てに対する同意を撤回することができる。

- 2. 前項により、あっせんの申立てを取り
 されてまたは加入銀行のあっせんの申立
 てに対する同意を撤回した場合には、
 とうがいいしひょうじ さっかい 当該意思表示を撤回することはできない。
- 3. あっせん委員会は、第1項の規定により り顧客のあっせんの申立てが取り下げ

られ、または同意が撤回されたときは、 その旨を当事者双方に書面等をもって

4. あっせんの申立てを行った加入銀行は、当該あっせんの申立てを取り下げることができない。ただし、顧客が書面等により同意した場合は、この限りではない。

だい じょう うちき 第33条(あっせんの打切り)

あっせん委員会は、紛争解決手続中の ふんそうがとごう 紛争が次の各号のいずれかに該当する ばあい 場合には、そのあっせんを打ち切ること ができる。

- (1) 申立ての内容に虚偽の事実が認められた場合
- (2) 顧客が紛争解決手続中の紛争について他の機関によるあっせん、仲裁等の紛争解決手続を申し立てた場合
- (3) 当事者双方の主張に隔たりが大きい等、当事者間に和解が成立する見込
- (4) 当事者がこの規程やあっせん委員会

の指示に従わない等、紛争解決手続を しゅうりょう 終了させることが適当と認められた ばあい 場合

- (5) 当事者が正当な理由なく紛争解決

 てつづき かか じ む てつづき すいこう ばあい 手続に係る事務手続を遂行しない場合
- (6) 当事者が行方不明等となり、長期間 れんらく 連絡がとれなくなった場合
- (7) 第26条第1項に規定する適格性の しんさ じっしご だい じょうだい こうかくごう 審査の実施後、第27条第1項各号に がいとう 該当することが明らかになった場合
- (8) 委員またはあっせん委員会事務局の

- (9) その他あっせんを行うのに適当ではない事実が認められた場合
- 2. あっせん委員会は、前項の規定によりあっせんを打ち切るときは、当事者双方にその旨と打切日を書面等により通知する。

第34条(あっせん案の提示・加入銀行の あかるそれちょうぎ む あっせん案の尊 重義務)

あっせん委員会は、紛争の解決に資す

るために相当であると認めるときは、 とうじしゃそうほう のために衡平に考慮し、申立 すの趣旨に反しない限度においてあっ せん案を作成し、これを当事者双方に提 に示してその受諾を勧告する。

- 2. あっせん案の提示は、当事者双方に しょめんとう そう ふ 書面等を送付することにより通知する 声法、または当事者 同席 のうえ い委員長もしくは拡大小委員長から 通知する方法のいずれかにより行う。
- 3. 第1項によるあっせん案の提示を受け

た場合には、加入銀行はこれを尊重し、 世いとうな理由なくあっせん案を拒否してはならない。なお、加入銀行は、当該あっせん案を受諾しない場合には、そののあった。とうがいます。 はならない。なお、加入銀行は、当該あっせん案を受諾しない場合には、その理由を書面等(様式任意)によりあっせん委員会に説明しなければならない。

- 5. あっせん委員会は、前項における審議 の結果、これが正当な理由にもとづくと

は認められないと判断した場合には、あっせん委員長は、本協会はうかいりじかい人をよう人を関する。

だい じょう とくべつちょうていあん ていじ第35条(特別調停案の提示)

あっせん委員会は、前条第1項のあっせん委員会は、前条第1項のあっせん案の受諾勧告によってもとうじしゃかんにおかいが成立する見込みがないと認められる場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当

であると認めるときは、当該紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、これを当事者双方に理由を付して書面等で送付することにより提示することができる。

2. その他特別調停案の取扱いに係る

***こう べつ さだ 事項は別に定める。

だい じょう わかいけいやくしょ さくせいとう 第36条(和解契約書の作成等)

あっせん委員会の提示したあっせん

あんとくべつちょうていあん とうじしゃそうほう じゅ 案または特別調停案を当事者双方が受

だく したときは、あっせん委員会は遅滞な

く和解契約書を作成し、顧客、加入銀行 および小委員長または拡大小委員長 が連署その他それぞれがその内容を 確認したことを記録する措置を講じた うえ、それぞれが各1通を保管する。

2. あっせん委員会は、和解契約締結後の
わかいないよう かん ひまりとう てつづき 和解内容に関する事務処理等の手続の
はいか といって、加入銀行に報告を求める
ことができる。

だい じょう ふんそうかいけつてつづき しゅうりょう 第37条(紛争解決手続の終了)

かいんかい ふんそうかいけつてつづき つぎ あっせん委員会の紛争解決手続は、次

- の各号のいずれかに該当することとなっ たときに終了する。
- (1) 第26 条 第 1 項の適格性の審査の けっか い ご ふんそうかいけってつづき おこな 結果、以後の紛争解決手続を 行 わない とする通知を当事者双方に 行ったと
- (2) 第32条に定めるあっせんの申立て 第32条に定めるあっせんの申立て の取下げまたは同意の撤回があったとき
- (3) 第33 条 に定めるあっせんの打切り があったとき
- ぜんじょう さだ わかいけいやくしょ ていけつ (4) 前条に定める和解契約書が締結さ

れたとき

- (5) 他の指定紛争解決機関への取次ぎのため、あっせん委員会事務局が第43 とりつぎいらいしょ さくせい 条第4項に定める取次依頼書を作成し当該機関に送付したとき
- 2. 当事者の一方または双方があっせん案 または特別調停案を受諾しなかった 場合には、あっせん不成立により紛争 解決手続は終了したものとし、あっせん を員会は当事者双方に対してその旨を書面等により通知する。

だい じょう ふんそうかいけつてつづき ひこうかい 第38条(紛争解決手続の非公開)

ふんそうかいけつてつづき ひこうかい 紛争解決手続は、非公開とする。

2. 当事者等は、法令の規定にもとづく

ばあい たせいとう りゅう ばあい のぞ 場合その他正当な理由がある場合を除

るんそうかいけってつづき え じょうほう さ、紛争解決手続で得た情報および

しりょうとう ふんそう かいけつ てつづき かんけい もの 資料等を紛争解決手続に関係する者

以外の者に開示または公表してはならない。

だい じょう つうちほうほうとう 第39条 (通知方法等)

あっせん委員会事務局は、紛争解決

てつづき かん しょめんとう つぎ かくごう 手続に関する書面等であって次の各号の

いずれかに該当するものは、当事者の
じゅうしょ
住所もしくは当事者が特に指定した
場所に簡易書留その他これに準ずる
ほうほうによるか、または当事者が特に指定
した宛先に電磁的方法その他の方法によ
り送付する。

- (1) 第25 条 第 1 項に定める申立書の ⁵² 写し
- (2) 第26 条 第 4 項に定める申立ての じゅりつうち 受理通知および答弁書の写し
- (3) 第27条 第2項に定める以後の紛争

かいけつてつづき おこな つっっち 解決手続を 行 わないとする通知

- (4) 第33 条 第2項に定める打切通知
- (5) 第34条第2項に定めるあっせん案
- (6) 第35 条 第1 項に定める特別 調停 あん 案
- (7) 第36条第1項に定める和解契約書
- だい じょうだい こう さだ しゅうりょうつうち (8) 第37条第2項に定める終了通知
- 2. あっせん委員会事務局は、期日の通知

たぜんこうかくごういがい つうちその他前項各号以外の通知であって

ふんそうかいけつてつづき ひつよう つうち こうとう 紛争解決手続に必要な通知は、口頭、

ふっうゅうびん でんじてき ほうほう た 普通 郵便 または 電磁的 方法 その他の

方法により行うことができる。

だい じょう いいんかい かか てつづきじっし 第40条 (あっせん委員会に係る手続実施 きょく さくせいとう 記録の作成等)

あっせん委員会事務局は、あっせんいいんかい ふんそうかいけってつづき かん して、でつづき 委員会の紛争解決手続に関して、手続じっしきるく さくせい ほぞん 実施記録を作成し保存する。

2. あっせん委員会事務局は、前項の手続 じっしきるく ひと 実施記録の一つとして、小委員会または かくだいしょういいんかい かいさい 拡大小委員会が開催される都度、議事録 を作成し、小委員長または拡大 小委員長の署名または捺印を受けなければならない。

3. 前項の議事録には、日時、場所、出席者の氏名および審議事項の概要を記載する。

だい しょう ひみっほ じ **第4章 秘密保持**

だい じょう ひみっほ じ 第41条 (秘密保持)

協会の相談、苦情および紛争解決業務のためとうじょうきんやくいんとうじょうきんやくいんいかにはいきょうかいを担当常勤役員(以下「本協会の担当やくいんとうで、これをうかいけつとうぎょうか役員」という。)、その他の紛争解決等業務に従事する者またはこれらの職にあった者は、正当な理由がある場合を除き、いまくむに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2. 全国銀行協会相談室の相談員、あっせん委員会事務局の担当者、苦情処理 はんではまるがいけってつづき がん こきゃく 手続および紛争解決手続に関する顧客 からの異議の受付担当者、あっせん委員

まよび本協会の担当役員、その他の ふんそうかいけつとうぎょうむ じゅうじ もの ぜんこう 紛争解決等業務に従事する者は、前項の きてい じゅんしゅ ふんそうかいけつとうぎょうむ 規定を遵守するため、紛争解決等業務 た関する秘密保持誓約書(当該秘密保持 せいやくしょ 誓約書に記載すべき事項を記録した でんじてききろく ふく いか こう 電磁的記録を含む。以下この項において まな ほんきょうかい ていしゅつ 同じ。)を本協会に提出しなければな らない。

3. 第49条に規定するあっせん委員会 うんえいこんだんかい がいぶゆうしきしゃ こべつあんけん 運営懇談会の外部有識者は、個別案件の ないよう 内容について協議等する場合には、本

協会からの求めに応じ、前項に規定する砂ではいやくしょ ほんきょうかい ていしゅつ る秘密保持誓約書を本協会に提出しなければならない。

だい しょう ぜんたいかい ぶんかかい 第5章 全体会・分科会

だい じょう ぜんたいかい ぶんかかい 第42条 (全体会・分科会)

本協会は、あっせん委員間での意見

こうかんとう おこな 交換等を行うことを目的として、あっせ
ん委員全員で構成する全体会および一部
のあっせん委員で構成する分科会を設置
する。

2. その他全体会および分科会の運営に係

る事項は、別に定める。

だい しょう ほそく **第6章 補則**

全国銀行協会相談室は、受け付けた 全国銀行協会相談室は、受け付けた 活情が他の指定紛争解決機関における くじょうしょりてつづきに付することが適当と 苦情処理手続に付することが適当と 判断したときは、顧客に対してその旨を せつめいし、取次ぎに関する顧客の意思を かくにん確認する。 せんこう てつづき へ こきゃく た してい 2. 前項の手続を経て、顧客から他の指定 ふんそうかいけつきかん 紛争解決機関における苦情処理手続へ いこうきぼう かくにん ぜんこくぎんこう の移行希望を確認したときは、全国銀行 きょうかい そうだんしつ すみ とうがい してい ふんそう協会 相談室は速やかに当該指定紛争 かいけつきかん たい れんらく おこな 解決機関に対して連絡を行ったうえで、 べつ きだ ようしき とりつぎ いらいしょ 別に定める様式による取次依頼書を さくせい そうふ 作成し送付するとともに、相手方である かにゅうぎんこう たい とりっ おこな むね かんして取次ぎを行った旨を れんらく 連絡する。

3. あっせん委員会は、申立てのあった はでいるんそうかいけっきかん 紛争が他の指定紛争解決機関における

が発うかいけってつづき が することが適当と 紛争解決手続に付することが適当と 判断したときは、顧客に対してその旨を せつめいし、取次ぎに関する顧客の意思を かくにん 確認する。

4. 前項の手続を経て、顧客から他の指定

ふんそうかいけっきかん
紛争解決機関における紛争解決手続へ
の移行希望を確認したときは、あっせん
いいんかいじむきょく すみ かに当該指定紛争
を員会事務局は速やかに当該指定紛争
解決機関に対して連絡を行ったうえで、
別に定める様式による取次依頼書を
をくせい そうふ 作成し送付するとともに、相手方である

かにゅうぎんこう たい してとりつ おこな 加入銀行に対して取次ぎを行った旨を れんらく 連絡する。

5. 加入銀行は、他の指定紛争解決機関における苦情処理手続および紛争解決 でつづき かん とりあつかいきそく したがい、 適切 手続に関する取扱規則に従い、 適切 な対応を行うものとする。

だい じょう くじょうしょり ふんそうかいけつてつづき 第44条 (苦情処理および紛争解決手続に かん きょうく こうひょう 関する記録と公表)

ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ くじょう うけつけ 全国銀行協会相談室は、苦情の受付と たいおうじょうきょう きろく ほぞん その対応状況を記録し保存するととも

- に、四半期ごとに本協会業務委員会およりである。 でではんき、これではいる。 に、四半期ごとに本協会業務委員会およりですがいる。
- 2. あっせん委員会事務局は、紛争解決 でつづき 手続についてその経過の要領および けっかをきるくしほぞん 結果を記録し保存するとともに、四半期 ごとに本協会業務委員会および理事会 に報告する。
- 3. 本協会は、前2項の報告内容を定期的に加入銀行にも通知するとともに、そのはがいようとうともに、その件数および事案の概要等を公表することにより、同種の苦情や紛争の再発

ぼうし かくだいぼうし みぜんぼうし つと 防止・拡大防止および未然防止に努める。

だい じょう くじょう ふんそう かん きょう (著情および紛争に関する記録の ひこうかい 非公開)

全国銀行協会相談室が受け付けた 全国銀行協会相談室が受け付けた 活情、および第40条に定める手続実施 きるく 記録などあっせん委員会があっせんを おこな った紛争に関する個別の記録は、 ひこうかい 非公開とする。

だい じょう かいぜん そ ち かんこくとう 第46条 (改善措置および勧告等)

ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ くじょう かいけつ 全国銀行協会相談室は、苦情の解決に

関して、加入銀行にこの規程の不遵守が かた。かた。かたのうぎんこう 加入銀行にこの規程の不遵守が さい。かたのの表現である。 はんだん はあい にあると判断した場合には、速やか に本協会に報告する。

2. 本協会は、前項の報告を受けたとき とうがいかにゅうぎんこう じじょう ちょうしゅ は、当該加入銀行から事情を聴取した つえで、必要に応じ、業務委員会、理事会 にその内容を報告する。また、理事会が とうがい かにゅう ぎんこう せいとう りゅう 当該加入銀行に正当な理由がないと はんだん ばあい とうがいかにゅうぎんこう たい 判断した場合には、当該加入銀行に対し て、この規程を遵守するための改善等 ひつよう。そりもと必要な措置を求める。

- 3. あっせん委員会は、紛争の解決に関してかにゅうぎんこうにこの規程の不遵守が認められる場合には、あっせん委員長は、本籍ようかいりじかい協会にその内容を報告する。
- 4. 本協会理事会は、第34条第5項または前項の報告を受けたときは、当該かにゅうぎんこうから事情を聴取したうえで、当該加入銀行から事情を聴取したうえで、当該加入銀行に対して、この規程を遵守するための改善等必要な措置を求めることができる。
 - 5. 本協会は、第2項および前項の改善

の措置に係る概要を公表することができる。

だい じょう ふんそうかいけつとうぎょうむ おこな しょくいん 第47条 (紛争解決等業務を行う職員の かんとくたいせい 監督体制)

はんきょうかい けんしゅうとう ぜんこくぎんこう本協会は、研修等により全国銀行

きょうかいそうだんしつ そうだんいん いくせい つと協会相談室の相談員の育成に努める。

2. 全国銀行協会相談室の相談員および かっせん委員会事務局の担当者が行う ふんそうかいけつとうぎょうむ かかるかんとく ほんきょうかい 紛争解決等業務に係る監督は、本協会

たんとうやくいん おこなの担当役員が行う。

だい じょう くじょうしょり てつづき ふんそうかいけつ 第48条 (苦情処理手続および紛争解決 てつづき かん こきゃく いぎ うけつけとう 手続に関する顧客からの異議の受付等)

ほんきょうかい ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ おこな本協会は、全国銀行協会相談室が行

う苦情処理手続およびあっせん委員会が

じっし ふんそうかいけつてつづき かん いぎ う 実施する紛争解決手続に関する異議を受

け付けるため、その連絡先を本協会のホ

- ームページ等において公開する。
- 2. 本協会は、前項に定める異議を受け付けた場合、誠意をもって対応する。
- 3. 本協会は、第1項に定める異議に対して措置を講じた場合には、予めその

住所、氏名、電話番号を明らかにしたい。 いず、もうしでしゃしたい 異議の申出者に対して、その内容および 満じた措置を連絡する。

だい じょう いいんかいうんえいこんだんかい 第49条 (あっせん委員会運営懇談会の せっち 設置)

本協会は、この規程にもとづく全国 ぎんこうきょうかいそうだんしつ 銀行協会相談室における苦情処理手続、 およびあっせん委員会における紛争 かいけつてつづき こうせい えんかつ うんえい じっし かん 解決手続の公正・円滑な運営・実施に関 して、外部有識者の意見を聴取し、紛争 解決手続等の改善に役立てるため、あっせんがいます。 はいんかい うんえい こんだんかい せん 委員会 運営 懇談会 (以下「運営 懇談会」という。) を設置する。

- うんえいこんだんかい うんえいきてい べつ さだ 2. 運営懇談会の運営規程は別に定める。
- 3. 運営懇談会は、あっせん委員長から第
 23条第2項の報告を受けたときは、本
 きょうかいりじかい 協会理事会にその内容を報告するとと
 もに、あっせん委員会に同種の不当な
 影響を与えることがないように、態勢
 の整備等の改善の措置を求める。
- 4. 運営懇談会は、必要に応じて前項の

かいぜん そ ち かか がいよう こうひょう 改善の措置に係る概要を公表すること ができる。

だい じょう とどけで 第50条 (届出)

かにゅうぎんこう くじょう ふんそう かいけつ 加入銀行は、苦情または紛争の解決に ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ

関して全国銀行協会相談室またはあっ

せん委員会事務局からの連絡を受け付け、

たいおう たんとう ぶしょ 対応する担当の部署およびその責任者名

とう ほんきょうかい とど で 等を本協会に届け出なければならない。

ぶしょ 部署および責任者等に変更のあった場合

も同じとする。

だい じょう うんえいようりょう せいてい 第51条(運営要領の制定)

さてい うんえい かん ひつよう じこう この規程の運営に関し必要な事項は、

くじょう しょり てつづき ふんそう かいけつ てつづき とう 苦情 処理 手続 および 紛争 解決 手続 等の

じっし かん うんえいようりょう さだ 実施に関する運営要領に定める。

だい じょう きてい かいせい 第52条 (規程の改正)

この規程の改正は、本協会理事会の

けっぎ かいせい こうりょく ぎんこうほうとう さだ 決議による。改正の効力は銀行法等の定

めにもとづく認可を受けたときから生 じる。

ふそく へいせい ねん がつ にち 附則 (平成22年9月10日)

この規程は、平成22年10月1日から 施行する。

2. この規程の施行日前に旧「苦情の解決 そくしん 促進とあっせんに関する規則」(以下 きゅうきそく 「旧規則」という。) の定めるところに より本協会の特別会員である全国各地 ぎんこうきょうかいぎんこう そうだんじょ うの銀行協会銀行とりひき相談所が受け っくじょう 付けた苦情のうち、この規程の施行日に おいて苦情の解決支援手続が終了し ていないものについて、当該苦情を申し

でしてきゃくしまぼうした場合には、旧規則に たとづく手続を終了し、施行日以降に ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ う つ こ 全国銀行協会相談室が受け付けたもの としてこの規程を適用する。ただし、 とうきょうぎんこうきょうかい せっち ぎんこう 東京銀行協会が設置する銀行とりひ そうだんじょ さ相談所が受け付けた苦情については、 きゅうきそく てつづき しゅうりょう しこう 旧規則にもとづく手続を終了し、施行 び ぜんこくぎんこうきょうかいそうだんしつ う つ つ 日に全国銀行協会相談室が受け付けた きてい てきよう ものとしてこの規程を適用する。

3. 前項本文の規定を適用するに当たって
は、銀行とりひき相談所は当該顧客に

が頂の規定の趣旨を説明して了解を得たうえで、旧規則の定めによる苦情事例 ほうこくを直ちに全国銀行協会相談室に そうふ 送付しなければならない。

4. この規程の施行日前に旧規則の定めるところによりあっせん委員会に申し立てられた紛争のうち、この規程の施行日においてあっせん手続が終了していないものについて、当該紛争の当事者が希望した場合には、旧規則にもとづく手続を終了し、施行日以降にこの規程

の定めにもとづくあっせんの申立てが あったものとしてこの規程を適用する。 ぜんこう きてい てきょう あ 5. 前項の規定を適用するに当たっては、 あっせんの両当事者は、あっせん委員会 に対して提出した全ての書類等はこの 想程の定めるところにより提出したも のとして取扱われたい旨を記載した しょめん ようしきにんい いいんかい てい書面(様式任意)をあっせん委員会に提 しゅつ 出しなければならない。

ふそく へいせい ねん がつ (下放26年7月17日)

この規程の改正は、平成26年10月1

ふそく へいせい ねん がつ にち 附則 (平成28年10月20日)

この規程の改正は、平成28年11月 21日から施行する。

ふそく れいわ ねん がつ にち 附則 (令和3年1月14日)

この規程の改正は、令和3年3月1

日から施行する。